

白川村立白川郷学園 部活動規約

第 1 章 名称

第 1 条 「白川郷学園部活動」と称す。

第 2 章 目的

第 2 条 学校教育活動の一環として、生徒たちの体力、運動技能の向上を図るとともに、厳しさに打ち克つ精神力や責任感、連帯感の涵養、礼儀やマナー、集団性や社会性など、心の面での健全な育成を目的とする。

第 3 章 運営組織

第 3 条 安全かつ円滑に部活動ができるよう、部活動運営委員会、部活動顧問会、生徒部長会、保護者による育成会を置き、必要に応じて開催する。

第 4 条 第 3 条の構成員について次のように定める。

(1)部活動運営委員会 校長、副校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、部活動主任、PTA 会長、各部代表顧問、各部育成会長、部活動指導員、社会人指導者

(2)部活動顧問会 部活動主任、各部代表顧問 1 名 (第 3 2 条)

(3)生徒部長会 部活動主任、各部代表顧問 1 名、各部の代表生徒 (第 3 4 条)

(4)育成会 部所属生徒の保護者、部活動指導員、社会人指導者、顧問

第 5 条 生徒の意欲や希望を尊重し、本校の伝統、歴史的な歩み、学校職員の指導体制、保護者、育成関係者や地域の要望などを勘案して、【別表 1】の部活動を設置する。ただし、中体連主催大会において、設置部活動種目以外の競技種目への参加希望があり、校長へ申告し校長が認めた場合は、大会期間中に限りその競技種目に顧問 (引率教師) を位置付け、該当生徒が大会に参加できるようにする。

第 4 章 部員

第 6 条 第 5 条で定めた部へ加入を希望し、手続をした生徒を部員とする。

第 7 条 部への加入は希望制とする。入部届は本人・保護者連署の入部届を学級担任を通して顧問に提出後、校長の承認をもって入部とする。7 年生については仮入部期間を経て入部手続を行う。

第 8 条 退部、転部等は、本人・保護者と学級担任・該当部活動の顧問と相談の上で決定し、本人・保護者連署の転部・退部届を顧問に提出し、校長の承認をもって行う。

第 5 章 活動

第 9 条 原則として部活動は週に火曜日と木曜日の 2 回とする。活動時間及び活動場所については、各部活動顧問が作成した「月別活動計画表」により、校長が認めた活動とし、放課後の活動を原則とする。(月曜日は完全休養日とする。) 活動は、顧問、部活動指導員が活動につける場合とする。

第 10 条 原則として中体連の大会を除き、休日の活動は行わない。中体連の大会参加により休日に活動する場合は、必ず代替休養日を設ける。

第 11 条 長期休業中における活動は別途計画書による。

夏季休業日：原則平日に行い、休日及び学校閉庁日は活動をしない。

冬季休業日：12 月 29 日～1 月 3 日を除く平日に行い、休日及び学校閉庁日は活動をしない。

※スキー部は、大会や練習試合の状況に応じて臨機応変に判断する。

年度末休業日：原則平日に行い、休日は活動をしない。

年度初め休業日：活動をしない。

第12条 それぞれの活動時間は、以下を原則とする。

(1)朝練はなしとする。

(2)平日の活動時間は、帰りの会終了後～下校時刻までとする。【別表2】

第13条 定期テスト等（実力テスト等）から起算して4日前から定期テスト終了日の放課後まで部活動停止期間とする。

第6章 部の新設・休止・廃止

第14条 新設は顧問と施設等の条件、3年以上にわたってある程度の部員の確保を満たすことを条件とし、校長が招集する部活動運営委員会で検討し、校長が認めた場合とする。

第15条 部の活動状況が以下のいずれかに該当するときは次年度の存続または休止・廃止について、校長が招集する部活動運営委員会で検討する。

(1)複数顧問の確保が困難な場合

(2)部員数が著しく減少し、普段の活動や対外試合の出場が困難となった場合

(3)9月末日現在で、活動が困難な部員数の場合

第7章 顧問及び社会人指導者

第16条 各部の顧問は、2名以上の教職員を充当することを原則とし、校長が指名する。

第17条 各部からの推薦により社会人指導者を選考し、校長が委嘱する。社会人指導者は活動運営委員会に出席し、部活動規約にそって指導を行うこととする。また、部活動の指導としてふさわしくない言動があった場合は、校長が該当部等と相談の上、罷免することができる。

第8章 部活動名簿の作成

第18条 年度始めの決められた期日までに各部ごとに部活動名簿を作成する。

第19条 部活動名簿は、緊急時に使用できるよう学校で管理する。

第9章 各部の活動費

第20条 部活動に係る費用は、部費と部活動補助金を充てることとする。ただし、これらの他に、大会参加に係る費用等、臨時に徴収する場合がある。

第21条 部活動に係る費用の管理は、各部の育成会会計（第37条、第39条）が担当し、部活動に係る費用の管理に顧問は従事しない。

第22条 各部保護者会が定める部費は、各部で定める額とする。

第10章 収支決算

第23条 各部で収支決算をし、各部において決算報告をする。

第24条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第11章 部活動運営委員会

第25条 部活動運営委員会は、第4条（1）に挙げる者で構成する。

第26条 部活動運営委員会は、校長が招集する。

第27条 部活動運営上の諸課題について協議し、部活動の方針や運営の内容を決定する。

第28条 部活動運営委員会の決議は、出席者の過半数によって行う。

第29条 部活動運営委員会は、原則として4月と10月に行う。年度当初の部活動運営委員会育成会会長会においては、部活動の目的や意義の確認、役員等の確認、年間の活動方針、活動内容等の計画を交流する。

第30条 部活動主任は、部活動に関して連絡調整を行い、実務を担当する。

第31条 必要に応じて職員会に諮り、育成会、外部指導者等関係者と連絡協議して、お互いの理解を図り、教育活動としての部活動が円滑に行えるよう調整する。

第 12 章 顧問会と部長会

- 第 32 条 顧問会は部活動担当及び各部 1 名の顧問で構成する。
- 第 33 条 顧問会は、部活動運営についての連絡・調整、諸問題や規則改正などの検討に当たる。
- 第 34 条 部長会は部活動担当、各部の顧問及び部長で構成する。
- 第 35 条 部長会は、部活動担当等からの指導を受け、諸問題の自治的な解決に当たる。

第 13 章 育成会

- 第 36 条 各育成会は、各部活動に所属する部員の保護者により構成し、部活動運営方針に沿って、活動の充実のために、顧問および部活動指導員、社会人指導者との協力・連携を図りながら援助に当たる。
- 第 37 条 育成会ごとに、代表・会計などの役員を置く。任期は 9 月 1 日～翌年 8 月 31 日とする。他に必要とする係は、各部ごとに決める。
- 第 38 条 会長は、顧問と連携の上で、育成会を運営する。
- 第 39 条 会計は、部費を徴収し、その運用にあたり、定められた期日に会計報告を行う。
- 第 40 条 育成会は、原則として 4 月と 10 月に行う。年度当初の育成会においては、部活動の目的や意義の確認、役員等の確認、年間の活動方針、活動内容等の計画を協議・決定する。
- 第 41 条 「学校管理下の時間」以外の活動は、原則として育成会の計画と責任において実施するものとする。

第 14 章 「保護者クラブ」

- 第 42 条 部活動を補完すること、または部活動の地域移行に伴うクラブ活動を実施することを目的に、育成会において、保護者クラブを設置することができる。部活動に所属する生徒の保護者が別に定める「保護者クラブ規約」に基づき、保護者の運営するクラブとして実施することができる。ただし、「白川郷学園保護者クラブ全体指針」に基づき、部活動の趣旨や目的に準ずるものとする。

第 15 章 拠点校部活動

- 第 43 条 生徒が参加を希望し、以下の条件を満たす場合において、校長の判断により拠点校部活動に参加することができる。
- (1) 校長並びに拠点校の校長が拠点校部活動として活動することを承認している。
 - (2) 生徒及び保護者が、拠点校の部活動規定や拠点校の学校の規則等を遵守して活動することに同意している。

第 16 章 その他

- 第 44 条 諸問題が生じた場合には、部活動担当者を通して部活動運営委員会または部活動顧問会で協議し、校長が判断する。

<細則>

(1) 設置種目【別表1】

陸上・スキー(男女)	バレーボール(男)	卓球(男女)
柔道(男女)	バレーボール(女) 休部中	

(2) 活動時間【別表2】

期 間	部活動実施曜日(基本)	部活時間・下校時刻
4月始業式(4月8日) ～5月第3週	週2回(火・木曜日)	部活15:15～16:00(45分) 下校16:05(バス16:10)
5月第4週 ～9月第2週	週2回(火・木曜日)	部活15:15～16:15(60分) 下校16:20(バス16:25)
9月第3週 ～秋分の日(9月22日または23日)	週2回(火・木曜日)	部活15:15～16:00(45分) 下校16:05(バス16:10)
秋分の日 ～スポーツの日(10月第2月曜日)	週2回(火・木曜日)	部活15:15～15:45(30分) 下校15:50(バス15:55)
スポーツの日 ～建国記念の日(2月11日)	部活動なし	部活動なし 下校15:15(バス15:20)
建国記念の日 ～3月修了式(3月25日)	週1回(火曜日)	部活15:15～15:45(30分) 下校15:50(バス15:55)

※体育大会の取組期間においては、生徒の体調管理のため部活動を実施しないことがある。

(3) 活動場所

- ①活動場所は、各部の特性や状況、部員数を考慮して顧問会で合議の上決定する。
- ②雨天時、原則校舎内を活動場所とすることはできない。(部活動顧問のもとで体幹トレーニング等を指定された場所で行うことは可)
- ③更衣場所は、原則として活動場所、または指定された場所とする。荷物は活動場所に持っていく。
- ④部活動に使用した個人の道具類は個人が責任を持って管理する。
- ⑤活動に使用した場所の戸締りは使用した部の顧問が責任を持って施錠、鍵の返却を行う。

(4) 活動方法

- ①公式試合のユニホームは、各部の選択によって決める。
- ②活動中の服装は、本校指定の体操服を原則とする。ただし、各部で認められた服装は認める。また、学校休業日も同様とする。
- ③平日の部活動後の下校時の服装は、制服とする。ただし、熱中症が心配される期間については、体操服等、各部で認められた服装で下校してもよい。
- ④部活動用具以外の持ち物などは学校の約束に従う。

(5) 活動中の傷害への対応

- ①第9条に該当する学校管理内の活動であれば、日本スポーツ振興センターの適用を受けることができる。

(6) 学校外への会場移動について

- ①会場までは村委託のバス、公共交通機関の利用、もしくは、保護者の責任において行う。
- ②村委託のバスの運行が難しい場合や、公共交通機関等での移動ができない場合は、現地集合、現地解散とし、交通手段については保護者に一任する。

(7) その他

上記の活動上の注意事項が守れない場合は、部活動担当者を通して部活動運営委員会または部活動顧問会で協議し、校長の判断のもと、活動停止処分などを実施する場合がある。

- (附則) ・令和7年 4月 1日から施行
 ・令和8年 6月 1日から一部改正